

－ギャンブル（競馬、パチンコなど）や課金ゲーム、投資などに関して、次のようなお困りごとはありませんか？－

- あらかじめ「～万円まで」と決めていても、それ以上の金額を使ってしまう
- 経済的に厳しいのでギャンブルをやめたいと思うけれど、なかなかやめられない
- ギャンブルをしていることを、家族や周囲の人に打ち明けることができない

精神面・体調面・経済面でのお困りごとがありましたら、ひとりで悩まず、「ギャンブルに関するお困りごと専用相談窓口」までご連絡ください

利用者対象者

- ① 日本郵政グループ各社の社員（子会社の社員を含みます）であって、ギャンブルなどに関してお悩みの方（本人）
- ② ①のご家族の方、周囲の社員など、本人の症状等について相談したい方

相談方法

相談したい事項と連絡先電話番号を記載したメールを、右記のアドレス宛にお送りください。担当者から折り返しご連絡いたします。

G.A.support.call.ii@jp-holdings.jp



- ※ 可能な範囲で、氏名、所属会社・部署についても記載してください。
- ※ 匿名での相談も可能です（ただし、支援の範囲が限られる場合があります）。最初は匿名でご連絡をいただき、窓口担当者とのやり取りの後、氏名等の開示についてご判断いただくことも可能です。
- ※ 窓口のしくみ、ギャンブル等依存症の知識などに関する一般的な質問にも回答いたします。

おしらせ動画はこちら！

窓口担当者が「ギャンブル等依存症」の基礎知識を紹介します。

私用のスマートフォン等でも閲覧可能です（通信料各自負担）。

（JP-PCからはこちら）

[社内閲覧用](#)



ご利用の流れ

担当者（公認心理師等の有資格者）が、あなたとメールでお電話の日程調整をします。

お約束の日時に、お電話でお話を伺います。

あなたの意向を十分に確認した上で、有益な情報提供や、各種機関への連携などの支援を行います。

- ※ 相談や支援の過程で取得した個人情報及び要配慮個人情報は、ギャンブル等依存症の予防・改善のための支援等の目的で利用します。あなたが当窓口にご相談したことや、その相談の内容については、あなたの意向を確認することなく、第三者に情報提供することはありません。
- ※ ただし、あなた自身や、あなたの周囲の人の生命・身体・財物等にもしものことがあり、かつ同意を得ることが困難なときは、あなたが事前に指定した緊急連絡先や、公的機関、社内の適切な部署に対し、必要最低限の連絡をさせていただく場合があります。

窓口がより一層利用しやすくなりました

本人以外の方からの相談も受け付けます

ギャンブル等について悩みを抱える社員本人のみならず、その社員の上司・同僚・家族等も、本人の症状や、それによるご自身の悩みについて、当窓口にご相談をすることができます。

支援の範囲が広がります

本人の症状・意向等を踏まえ、改善のために必要があると認められる場合には、窓口から所属会社・部署に情報連携し、就労環境等の調整（通院のための勤務時間調整、通院中の配置転換等）を要請します。

関連窓口のご案内

各相談窓口の連絡先・利用方法等の詳細については、各社ポータルサイト等をご確認ください。

「多重債務問題等に関する法律相談窓口」

社員が抱える借財の返済等の問題等について、法的観点等から弁護士が問題解決に向けたアドバイスをを行います。

- 「こころとからだの健康相談」（郵政健康管理センター）
- 「カウンセリングサービス」（社外の専門会社）
- 「電話相談」（日本郵政共済組合）

生活や仕事上のお悩みに関する相談に対応します。

- ※ 本紙はご自宅に持ち帰ることが可能です。ご家族等との相談にご活用ください。ただし、それ以外の用途での使用（SNSへの投稿等）についてはお控えください。